



自治労現業統一闘争に関する要求書

自治労は、2016現業・公企統一闘争を産別統一闘争として「現場力を活用した質の高い公共サービスの確立と地域住民との協働関係の構築」を基本目標に、人員確保や賃金・労働条件の改善など「質の高い公共サービス」の確立に向け、すべての単組での要求書提出・交渉をめざすとしています。

また、政府の経済財政諮問会議で、地方交付税算定について「インセンティブ改革」に加え「トップランナー方式」が導入されました。これにより、総務省が民間委託推進の圧力をより一層強めることは明らかであり、本来公平・中立であるべき交付税制度を、国の政策誘導に利用するものとして、民間委託などの強要につながらないように、省庁対策・国会対策を強化するとしています。

一方、大阪市は「市政改革プラン2.0」を策定し、当面200億円程度の財政収支不足が見込まれることから、予算のマイナスシーリングを掲げ、とりわけ職員数の削減、技能労務職員の給与水準の見直し、給与カットの継続などが盛り込まれた内容となっています。しかしこれらの多くは、勤務労働条件に深く関わる内容であるにもかかわらず、労使協議もなく一方的に公表されてきました。

このようなことから市従は、大阪市に対して行財政のみに視点をあてた、簡素・効率化を優先した市政改革ではなく、市民のための基礎自治体としての役割を果たすことができる「住民自治の拡充のための分権自治体改革」の取り組みの強化を求め、市民・利用者の視点に立った「質の高い公共サービス」の提供と「職の確立」を図るために、現業職場活性化運動を推進するとしています。

私たち公園支部は、より安全かつ適正な施設の管理運営をめざし、施設利用者や市民ニーズに柔軟かつ迅速に対応するとともに、公園緑化・観光・文化・スポーツの各分野における、局事業の質と水準を守り発展させていくため、自治労・市従本部の方針に基づき、現業統一闘争に関する要求を下記の通り申し入れます。

記

1. 観光・文化・スポーツの各分野における局事業は、自治体行政の責任として「直営」を基本に行うこと。
2. 現業労働者の勤務労働条件については、十分な労使協議を行うこと。
3. 観光・文化・スポーツ業務に従事している技能職員が、定年退職後に再就職を希望する場合、すべての雇用確保はもとより、その勤務労働条件に関しては労使合意を基本に協議を行うこと。
4. 市民生活と密接に関わる現業労働者の社会的・地域的役割を認識し、現業職場の「活性化」の観点から、現業管理体制の充実と、将来にわたる技能職員の「職の確立」を図ること。
5. 労働安全衛生管理体制の充実・強化を図るとともに、作業実態に応じた資格取得・安全用具の購入・被服貸与等を行うこと。
6. 技能職員への人事評価制度については、技能職員の担っている役割を的確に反映させるとともに、職場実態に応じた制度とし、現行の職員基本条例に基づく相対評価は廃止すること。
7. 現業差別を撤廃し、現業労働者の生活と社会的地位の向上を図ること。